(四) 試験の問題は、内容が明確であり、かつ、試験時間に照らし妥当なものであること。また、問題相互間の内容の重複がなく、かつ、調和のとれたものであること。

(五) 試験の問題数は、別表第一号から別表第三号までに掲げるところによること。

(六) 試験は、科目ごとにその満点を百点とし、問題ごとにその配点をなるべく均等にすること。

2　多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合の試験について

試験は、前号(一)及び(四)から(六)までに規定するもののほか、次に掲げるものであること。

(一) 本人確認を特に厳格に行うものであること。

(二) 試験は電子計算機に解答を入力する方法により行うものとする。

(三) 試験の実施に当たっては、受験者間に十分な間隔を設けるとともに、隣接する受験者との間に仕切りを設けるなどにより、他の受験者から試験の実施内容が見えないように措置が講じられているものであること。

(四) 受験に用いる電子計算機その他の電子機器を用いて外部情報に接続することができないよう措置が講じられているものであること。

(五) 受験に用いる電子計算機の故障対応、電子計算機の操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるものであること。

(六) 試験時間は、一科目四十分とすること。ただし、ＡＩ・ＤＤ総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験については、八十分とする。

(七) 試験のたびごとにすべての問題が新たに作成される場合を除いては、既に実施された試験問題から出題される試験問題が特定されることのないよう、以下の措置が講じられるものであること。

ア　受験者が試験問題を持ち帰ることができないこと。

イ　別表第一号から別表第三号までにおいて定める試験の問題数を相当数上回る試験問題をあらかじめ用意するとともに、ソフトウェアによる試験問題の無作為選択及び出題順序の並び替えが行われるものであること。

○財務省告示第二百十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月並びに一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣　与謝野　馨

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
一	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二八二五・八〇号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	中華人民共和国 全特恵受益国等
六	関税率表第二九一八・一五号の一に掲げる物品	全特恵受益国等
七	関税率表第二九二二・四二号の一に掲げる物品	ブラジル
八	関税率表第三三〇一・二五号の一の(二)に掲げる物品	中華人民共和国
一九	関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・〇三項に掲げる物品並びに第一七項及び第一八項に掲げるものを除く。）	全特恵受益国等

二九	関税率表第四四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三九号の一、第四四〇八・九〇号の一の(一)、三の(一)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四一二・一〇号の二、第四四一二・九四号、第四四一二・九九号又は第四四二〇・九〇号の一に掲げる物品	中華人民共和国 全特恵受益国等
三一	関税率表第四四一九・〇〇号の一に掲げる物品	全特恵受益国等
三七	関税率表第五一・〇六項に掲げる物品	中華人民共和国
三九	関税率表第五一一一・一一号の一、第五一一一・一一九号の一、第五一一一・二〇号の一、第五一一一・三〇号の一、第五一一一・九〇号の一、第五一二一・一二号の一、第五一二一・二一号の一、第五一二一・二二号の一、第五一二一・九〇号の一に掲げる物品	全特恵受益国等
四四	関税率表第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五八一一・〇〇号の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品	中華人民共和国
四六	関税率表第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八〇一・三一号の二に掲げる物品	中華人民共和国
四七	関税率表第五五類に掲げる物品（第四六項に掲げるものを除く。）	中華人民共和国
四八	関税率表第五六〇七・二一号、第五六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品 関税率表第五六〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの以外のもの	全特恵受益国等
五〇	関税率表第五七〇二・一〇号、第五七〇二・三一号、第五七〇二・三九号、第五七〇二・四一号、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五〇号、第五七〇二・九一号、第五七〇二・九九号、第五七〇五・〇〇号に掲げる物品	中華人民共和国
五一	関税率表第五八〇六・一〇号、第五八〇六・三一号、第五八〇六・三二号の二、第五八〇六・三九号又は第五八〇六・四〇号に掲げる物品	中華人民共和国
五二	関税率表第六〇〇・〇一項、第六〇〇二・四〇号、第六〇三項、第六〇〇四・一〇号、第六〇・〇五項又は第六〇・〇六項に掲げる物品 関税率表第三〇〇六・一〇号の二の(二)、第六〇〇二・九〇号又は第六〇〇四・九〇号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの以外のもの	中華人民共和国
六二	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品	中華人民共和国
六六	関税率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・七〇号、第七二〇二・八〇号、第七二〇二・九一号又は第七二〇二・九二号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	中華人民共和国